

電気炊飯器（電気用品名「電気がま」）
の場合の例外承認申請書記載例

様式第8（第10条、第18条関係）

電 気 用 品 例 外 承 認 申 請 書

平成17年12月1日

経済産業大臣 殿

住 所 東京都千代田区霞が関1-3-1

名 称 経済産業株式会社

代表者 代表取締役社長 経済 太郎

電気用品安全法第8条第1項第1号の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 電気用品の品名

電気がま

2 電気用品の構造、材質及び性能の概要

別紙1のとおり

3 対象となる技術基準

別紙1のとおり

4 承認を申請する理由

別紙2のとおり

5 用途

パスポートを携帯している外国旅行者、外国人観光客を対象としたみやげ品

6 製造、輸入又は販売を予定する数量

別紙3のとおり

7 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所

別紙4のとおり

8 届出の年月日及び電気用品の型式の区分

平成17年8月1日 HIJK-10（電気がま）

（型式区分表は別紙5のとおり）

電気炊飯器（電気用品名「電気がま」）
の場合の例外承認申請書記載例

別紙1

（電気用品の品名、電気用品の構造、材質及び性能の概要、対象となる技術基準等）

1 電気用品の品名：電気がま（特定電気用品以外の電気用品の電熱器具）

2 電気用品の構造、材質及び性能の概要

（1）構造

本品は、本体内部に発熱部を備えた電気炊飯器である。発熱部の上部に内鍋を載置し、鍋の開口部は外蓋で覆う。本体の保護枠外側には保温用の発熱部を設けている。操作部はマイクロコンピュータを有する制御回路を備えており、炊飯時に、センサーユニットの温度検知に応じ、発熱部の炊飯用電力を制御する。保温時には発熱部の保温用電力を制御し、米飯を適切に保温する。本体内部に温度ヒューズを設け、異常温度上昇時に熔断する。外郭は、難燃性プラスチックのフロントパネル及び金属製のキャビネット・バックカバー等で構成されており、内部構造は電源部、メカ機構部、コントロール部及び増幅部等で構成されている。

（2）材質

- ・ 本体： ポリプロピレン樹脂
- ・ 内鍋： アルミ合金
- ・ 発熱部： 炊飯用シーズ式、保温用シリコンゴム被覆式
- ・ 器体スイッチの接点の材料：
半導体素子利用電気回路の大部分は、紙フェノール基材銅張積層板及びガラス基材銅張積層板を用いており、内部配線用電線は難燃材を使用している。

（3）性能

該当機種	定格電圧	定格消費電力	定格周波数	自動スイッチの動作温度	自動温度調節器の動作温度	炊飯容量
HIJK-10	120V	620W	50/60	130℃	73℃	1.8L

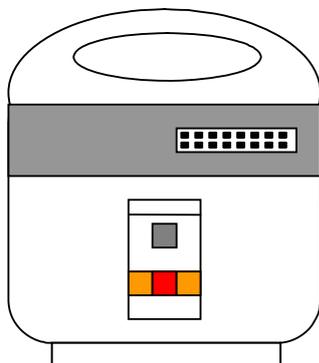
3 対象となる技術基準

HIJK-10 : UL1026

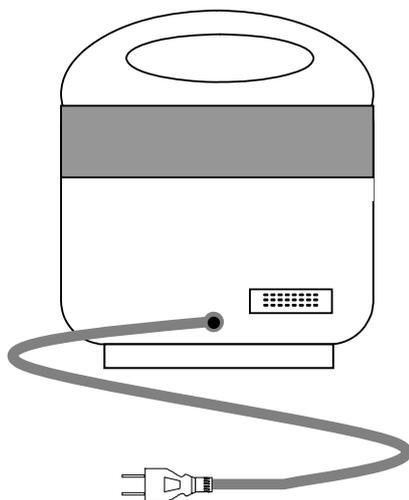
電気炊飯器（電気用品名「電気がま」）
の場合の例外承認申請書記載例

4 外観図

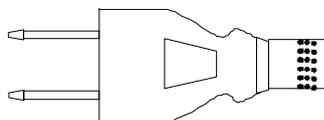
① 正面図



② 背面図



③ プラグ拡大図



電気炊飯器（電気用品名「電気がま」）
の場合の例外承認申請書記載例

別紙2（承認を申請する理由）

本申請に係る電気用品は、外国旅行者、外国人観光客のみやげ用モデル（ツーリスト・モデル）として、外国の規格に適合させた上で、外国で使用されることを前提に製造し、国内販売するものです。

従いまして、電気用品安全法第8条第1項で定める技術基準への適合義務について、同項第1号で定める「特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合」に該当するものとして、例外承認申請を行います。

電気炊飯器（電気用品名「電気がま」）
の場合の例外承認申請書記載例

別紙3（製造、輸入又は販売を予定する数量）

機種名及び予定数量

・電気がま H I J K - 1 0 1, 2 0 0 台

機種ごとの月別の販売計画（単位：台）

	06/1	06/2	06/3	06/4	06/5	06/6	06/7	06/8	06/9	06/10	06/11	06/12	計
HIJK-10	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200

電気炊飯器（電気用品名「電気がま」）
の場合の例外承認申請書記載例

別紙 4（使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所）

1 使用者

本申請に係る電気用品を使用する者はパスポートを携帯している外国旅行者または外国人観光客です。

本申請に係る電気用品が確実に特定の用途に供せられるため、販売事業者と取決めを交わし、所要の表示を行った上で販売致します。

2 販売事業者との販売に当たっての取決め

販売事業者から以下の文面を内容とする誓約書の提出を受け、本申請に係る電気用品を販売いたします。

① 販売事業者による誓約書

例外承認申請者名

誓約書

経済産業株式会社 殿

電気用品安全法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づく例外承認申請の承認を受けた商品の販売にあたり、当社は下記の条件を厳守し適正販売を行うことを誓います。

年 月 日
住 所

販売事業者名

〇〇販売株式会社 代表者（氏名）

1. 当該商品は、パスポートを携帯する日本人外国旅行者及び外国人観光客に限りみやげ品として海外諸国へ持参するもの、又は外国人観光客が自国へ持ち帰り使用するために販売するものであり、一般者には販売しない。
2. 当該商品は、一般商品と明確に区別するために製品包装及び機器本体正面の見やすい箇所に「日本国内では使用できない」旨のラベルが添付されていることを確認するとともに店頭でも「外国旅行者、外国人観光客対象品で日本国内では使用出来ない」旨の掲示を行う。

電気炊飯器（電気用品名「電気がま」）
の場合の例外承認申請書記載例

3 表示の方法

本申請の電気用品が確実に特定の用途に供されるために以下の表示を行います。

- ① 製品の包装に行う表示
i. 表示ラベルの図面

**この製品は日本国内での使用を前提に製造されたものではありません
ので、日本国内ではご使用にならないください。**

パスポート持参の外国旅行者、外国人観光客以外には販売できません。

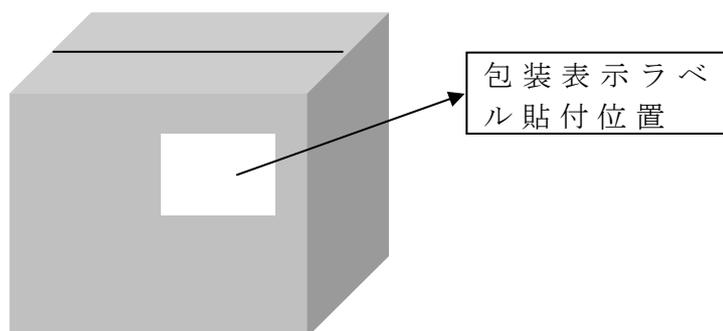
THIS ITEM IS NOT DESIGNED FOR USE IN JAPAN.

PLEASE DO NOT USE THIS ITEM IN JAPAN.

**ONLY THOSE WHO CARRY A
PASSPORT CAN BUY THIS ITEM.**

(外形寸法例：20cm×10cm)

- ii 包装における表示状況



電気炊飯器（電気用品名「電気がま」）
の場合の例外承認申請書記載例

② 製品に行う表示

本製品は電源差込みプラグの形状が国内でも使用できる形状（平行刃）のものであることから、本体に以下の表示を行います。

（注）電源コードセットを同梱する場合であって、そのプラグの形状が平行刃であるときは、電源コードセットに以下の表示を行うこと。

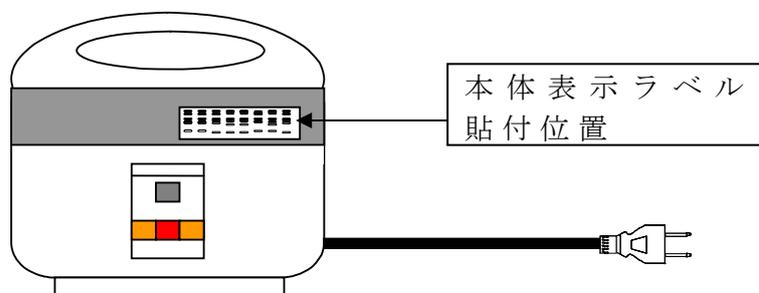
i 表示ラベルの図面

この製品は日本国内での使用を前提に製造されたものではありませんので、日本国内ではご使用にならないでください。
パスポート持参の外国旅行者、外国人観光客以外には販売できません。
THIS ITEM IS NOT DESIGNED FOR USE IN JAPAN.
PLEASE DO NOT USE THIS ITEM IN JAPAN.
**ONLY THOSE WHO CARRY A
PASSPORT CAN BUY THIS ITEM.**

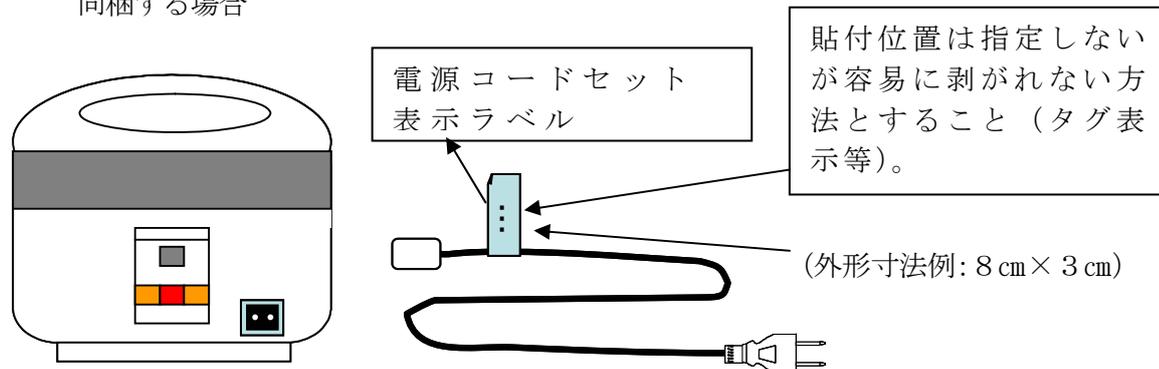
（外形寸法例：10 cm×5 cm）

ii 製品における表示状況（ii-1、ii-2のいずれかの方法で記載すること）

ii-1 電気がまと電源コードが一体のもの



ii-2 電気がまと電源コードセット（差込みプラグの形状が平行刃のもの）を同梱する場合



電気炊飯器（電気用品名「電気がま」
の場合の例外承認申請書記載例

別紙 5（型式区分表）

(1) H I J K - 1 0

電気用品安全法施行規則 別表第二 電熱器具

電気がま	定格電圧	① 125V以下のもの ② 125Vを超えるもの
	保温材	① あるもの ② ないもの
	電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチ及び自動温度調節器を除く。）	① あるもの ② ないもの
	発熱部の形態	(1) 充電部が露出した発熱線を有するもの ② シーズ式のもの (3) スペース式のもの (4) ドータイト式のもの (5) 石英管式のもの (6) 被覆式のもの (7) ランプ式のもの (8) 半導体利用のもの (9) 電極式のもの (10) その他のもの
	電源電線と器体との接続の方式	① 直付けのもの ② 接続器利用のもの
	電線巻取機構	(1) あるもの ② ないもの

以下略

電気炊飯器（電気用品名「電気がま」）
の場合の例外承認申請書記載例

銘板（H I J K - 1 0）

